

青梅市特別簡易型総合評価方式落札者決定基準

この基準は、青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札実施要綱（平成22年11月1日実施）にもとづき、青511号線路面改良工事に適用するものとする。

1 落札者の決定基準

総合評価方式による落札者の決定は、次の要件を満たす者のうち、価格とその他の条件を総合的に評価し、最も評価値の高い者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定にもとづき、くじにより落札者を決定することとし、くじ引きは、電子調達サービスにおいて行う。

- (1) 青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札工事発注予定表および指名通知書に定めた入札参加資格要件を全て満たしていること。
- (2) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。
- (3) 従業員について、開札日に電子調達サービスにおいて、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険の全て）に加入していること（個人事業主等で、社会保険等の適用除外となる場合を除く。）。

2 評価値の算定方法

評価値は、入札参加者が提出した入札価格にもとづいて算出した価格評価点と、入札参加者が提出した技術資料（価格以外の要素）にもとづいて算出した技術評価点との和により算出する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

3 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

- (1) 価格評価点 100点
- (2) 技術評価点 25点

4 価格評価点の算定方法

価格評価点は、価格評価点が満点となる基準価格を第1号の計算式により算出した上、基準価格と入札参加者が提出した入札価格とを比較して、第2号または第3号の算出式により小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

なお、基準価格については、事後公表とする。

(1) 基準価格の算定

基準価格は、予定価格算出の基礎となった次のアからエまでに掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）とする。ただし、その額が予定価格を100分の110で除して得た額の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格を100分の110で除して得た額に10分の7を乗じて得た額とし、その額が予定価格を100分の110で除して得た額の10分の9を超える場合にあっては、予定価格を100分の110で除して得た額に10分の9を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 入札参加者が提出した入札価格が、基準価格未満となる場合の価格評価点の算定

価格評価点＝75点×（入札価格／基準価格）

(3) 入札参加者が提出した入札価格が、基準価格以上となる場合の価格評価点の算定

価格評価点＝25点×（（予定価格／1.1－入札価格）／（予定価格／1.1－基準価格））＋75点

5 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により、別記特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準にもとづき、次の算出式により小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

技術評価点＝25点×（各評価項目の評点の合計／各評価項目の配点の合計）

6 入札参加者に提出を求める技術資料等

(1) 入札参加者に提出を求める技術資料は、別記特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準提出資料欄に規定する資料とし、技術資料の提出期間、提出方法および提出先は、青梅市特別簡易型総合評価公募型指名競争入札工事発注予定表の中に記載する。

- (2) 提出を求める技術資料のうち、「2 配置予定技術者」中「技術者資格者証等の写し」および「3 地域精通度・地域貢献度」中「除雪作業委託契約書の写しまたは除雪協力会社の証の写し」、「大雨等における応急対策業務委託契約書の写し」ならびに「青梅市における災害時における応急対策業務に関する協定または災害時等における救出・救助の協力に関する協定の協定書の写し」については、年度毎に1度提出すれば、変更がない限りにおいては、2度目の提出以降は提出不要とする。
- (3) 別記特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準提出資料欄において提出資料「なし」としたものについて、市において確認がとることができないものについては、追加の書類の提出を求める場合がある。

別記 特別簡易型総合評価方式における評価項目および評価基準

1 企業の施工能力

評価項目	評価基準	評点	配点	提出資料
青梅市発注の過去5年間の同種（同規模）工事の施工実績の有無 ※青梅市発注の令和2年4月1日以降に契約し、当該案件の公募開始日までに完成した契約金額130万円を超える一般土木工事の施工実績の有無により評価する。 ※同規模工事とは、契約金額2,000万円以上（※予定価格の90%。100万円未満切捨て。）の工事とする。 ※同種工事とは、青梅市が入札参加資格区分において一般土木工事として発注した工事とする。 ※建設工事共同企業体の構成員としての実績を含むこととするが、この場合の契約金額は、契約金額に出資比率の割合を乗じて得た金額とする。	青梅市発注工事で同規模以上の同種工事の施工実績がある。	15	15	CORINSの写し等、工事实績が確認できる書類
	青梅市発注工事で同種工事の施工実績がある。	10		
	実績なし	0		
青梅市発注の過去5年間の同種工事の工事成績のうち任意3件の平均点 ※青梅市発注の令和2年4月1日から当該案件の公募開始日までに通知した一般土木工事の成績評点により評価する。 ※同種工事とは、<u>青梅市が入札参加資格区分において一般土木工事として発注した工事</u>とする。 ※工事成績が3件に満たない場合は、合計点を該当件数で割るものとする。	85点以上	40	40	検査結果通知書兼工事等成績評点通知書の写し
	80点以上85点未満	35		
	75点以上80点未満	25		
	70点以上75点未満	20		
	65点以上70点未満	10		
	60点以上65点未満	0		
	60点未満	△5		
	工事成績の実績なし	0		

2 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	評点	配点	提出資料
配置予定技術者（注１）の保有する資格の有無 ※対象工事に配置を予定する技術者の保有資格により評価する。	１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士、技術士のうち、建設、農業「農業土木」、水産「水産土木」、森林「森林土木」のいずれかの科目合格者、国土交通大臣認定土木工事業認定士	15	15	技術者資格者証等の写し
	２級土木施工管理技士または２級建設機械施工技士	5		
	資格なし	0		
配置予定技術者（注１）の青梅市発注の過去５年間の主任（監理）技術者等として施工した同種（同規模）工事の施工経験の有無 ※青梅市発注の令和２年４月１日以降に契約し、当該案件の公募開始日までに完成した契約金額１３０万円を超える一般土木工事の施工経験の有無により評価する。 ※同規模工事とは、契約金額２，０００万円以上（※予定価格の９０％。１００万円未満切捨て。）の工事とする。 ※同種工事とは、青梅市が入札参加資格区分において一般土木工事として発注した工事とする。 ※建設工事共同企業体の構成員としての実績を含むこととするが、この場合の契約金額は、契約金額に出資比率の割合を乗じて得た金額とする。 ※過去の勤務先における施工経験についても評価するが、この場合は、過去の勤務先における資料を提出すること。	青梅市発注の同規模以上の同種工事で、主任（監理）技術者として施工経験がある。	15	15	C O R I N S の写し、現場代理人・主任技術者等届の写し等、施工経験が確認できる書類
	青梅市発注の同種工事で、主任（監理）技術者として施工経験がある。	10		
	青梅市発注の同種工事で、現場代理人として施工経験がある。	5		
	施工経験なし	0		

（注１）配置予定技術者については、工事着手届（現場代理人・主任技術者等届）提出時点まで変更を認めるものとする。ただし、変更後の配置予定技術者については、

当初の配置予定技術者が保有する資格および施工経験と同等以上の者とする。

3 地域精通度・地域貢献度

評価項目	評価基準	評点	配点	提出資料
工事地区（注2）または青梅市内における本店、支店または営業所の所在の有無	工事地区内に本店がある。	10	10	なし
	工事地区内に支店または営業所がある。あるいは青梅市内に本店がある。	5		
	青梅市内に支店または営業所がある。	0		
青梅市または東京都における除雪作業委託契約締結の有無 または東京都における除雪協力会社の証の有無 ※東京都については、青梅市内の除雪を対象としたものに限る。	令和5年度および令和6年度の除雪作業委託契約を締結または除雪協力会社の証を有している。	15	15	除雪作業委託契約書の写しまたは除雪協力会社の証の写し ※東京都の除雪作業委託契約書の場合は、青梅市内の除雪を対象としていることが確認できること。除雪協力会社の証の写しの場合、青梅市が発行元に青梅市内の除雪を対象としたものであることを確認できた場合に限る。
	令和6年度の除雪作業委託契約を締結または除雪協力会社の証を有している。	10		
	除雪作業委託契約を締結または除雪協力会社の証を有していない。	0		
大雨等における応急対策業務委託契約締結の有無	令和6年度および令和7年度の大雨等における応急対策業務委託契約を締結している。	15	15	大雨等における応急対策業務委託契約書の写し
	令和7年度の大雨等における応急対策業務委託契約を締結している。	10		
	大雨等における応急対策業務委託契約を締結していない。	0		

青梅市における災害時における応急対策業務に関する協定（以下「応急対策業務協定」という。）または災害時等における救出・救助の協力に関する協定（以下「救出・救助業務協定」という。）締結の有無	締結している。	1 0	1 0	青梅市における災害時における応急対策業務に関する協定または災害時等における救出・救助の協力に関する協定の協定書の写し
※入札参加者が、応急対策業務協定または救出・救助業務協定を締結している団体等に参加している場合は、応急対策業務協定または救出・救助業務協定を締結しているものとみなす。ただし、応急対策業務協定または救出・救助業務協定を締結している団体等に参加している者であっても、当該業務を行うと認められない者は除く。	締結していない。	0		※入札参加者が、応急対策業務協定または救出・救助業務協定を締結している団体等に参加している場合は、当該業務を行うことが確認できること。

（注２） 工事地区は、新町地区とし、下表の町名欄内に所在がある者を工事地区内に所在がある者として評価する（施工場所が複数地区に及ぶ場合は、当該複数地区の全てを工事地区とする。）。

地区名	町 名
新町	新町、末広町